

公金横領事件の道義的責任は



退職金減額案を提案する柴田町長

12月定例会が12月2日から16日までの15日間の会期で開催されました。

町長から提案された新規条例制定2件、一部改正条例3件、補正予算8件、その他6件と、9月議会で継続審査としていた平成20年度決算認定など30議案を審議した結果、新規条例制定1件を継続審査とし、その他29件については、可決・認定しました。

(10、11ページに関連記事)

新規条例制定

町長 退職金減額案を継続審査に 副町長

裁判の推移等を見て判断すべき

平成21年11月19日、町長は、道義的責任を果たす期に及んだ捜査を経て元ため自らと副町長の退職職員が逮捕され、12月10日金をそれぞれ30%、15%日に起訴されました。減額する特例条例案を提案しました。

しかし、議案審査の中で、「これから裁判が始まり、事実が明らかになってくる」「任期満了までには3月議会もあり、その時点でも対応できる」などの意見が出され、継続審査とすることにしました。

3月議会までの間、裁判の推移等状況を十分見定め、判断することになっています。

監査委員の年報 酬減額案は可決

(全員賛成で可決)

監査委員には、その職務に対し、本来条例に規定する年額を報酬として支給することになっていました。

しかし、今回の公金横領事件に関しては、監査手法の問題点等を真摯に受け止め、監査委員として反省すべき点などがあつたことから、監査委員自ら年報酬減額の申

し出があり、条例の改正案が提出されたものです。議会は、監査委員の気持ちや意向を尊重し、原案を可決しました。

なお、今回の改正で監査委員の年報酬は、平成21年度分に限り、50%の減額となります。

一部改正条例

退職手当の支給制限 や返納事由を拡大

退職金支払後の不祥事
発覚は、手当の返納も

(全員賛成で可決)

職員退職手当支給条例の改正では、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為が発覚した場合、違法性などを考慮して、支払前であれば支給制限を、支払後であれば手当の全部又は一部を返納させることができる制度ができました。

個人住民税の寄附金 控除制度を拡大

(全員賛成で可決)

地方税法の改正により、個人住民税の控除対象となる寄附金を、町が指定できるようになったため、新たに寄附先が指定されました。

【新たに指定された寄附先】

- ・福岡県内に学校を設置する国公立大学法人、学校法人
- ・社会福祉事業を行う社会福祉法人等

平成21年1月1日以降の寄附について、22年度の町・県民税から控除されます。

船員保険被保険者も 公務災害補償を適用

平成21年1月1日から

(全員賛成で可決)

船員保険制度の一部が、労働者災害補償保険制度に統合されたので、条例の改正をしたものです。